

慶弔に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本熱電学会（以下「当学会」という）における会員の慶弔に関して定めるものである。

（適用範囲）

第2条 この規程は、当学会の会員の慶事及び弔事に関わる当学会の対応について適用する。

（慶事）

第3条 当学会の活動に特に顕著に寄与した会員の慶事を慶祝することが適当であると、会長および理事会が判断した場合には、会長名で祝電を贈るとともに日本熱電学会ホームページに記事を掲載する。

（弔事）

第4条 弔事の際の当学会の対応は次の通りとする。

1 弔電（会長名）

名誉会員、会長および会長経験者、役員（理事、監事、事務局長）、評議員、および会員のうち会長および理事会が妥当と認めた者。

2 生花（学会名）

名誉会員、会長および会長経験者、および会員のうち会長および理事会が妥当と認めた者。

3 学会誌掲載

① 写真、略歴、役職名：名誉会員、会長および会長経験者、役員。

② 役職名：評議員、および会員のうち会長および理事会が妥当と認めた者。

（適用範囲）

第5条 本規程は本人または関係者から当学会に申し出があった場合に適用する。

付則

この規程は2018（平成30）年11月1日から遡って施行する。（2018年12月28日理事会承認）

本規程は、2025年（令和7年）7月30日より改訂し施行する。